

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役及び監査役の任期) 第22条 (条文省略)</p> <p>③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役及び監査役の任期) 第22条 (現行どおり)</p> <p>③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第5項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。なお、本議案は、「1. 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名	略歴
<p>はぎわら のりお 萩原 典生 (昭和36年1月18日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成21年10月 監査部長就任 (現任)</p>

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 萩原典生氏は、常勤監査役の補欠として選任するものであります。
3. 萩原典生氏が常勤監査役に就任した場合には、同氏と当社との間で会社法第 423 条第 1 項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約 (金 100 万円と法令に定める最低限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする) を締結する予定であります。

以上